

(案)「第2期三木市財政健全化計画」【概要版】



～将来にわたり持続可能な財政基盤の確立に向けて～

はじめに

三木市が将来にわたりまちの活力を保ち続け、今後も着実にまちづくりを進めるためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠です。

そこで、本市では、令和3年度に策定した財政健全化方針に基づき、各種事業の目的や必要性、その効果などを検証し、令和4年度から令和8年度までの5年間の財政健全化計画（現計画）を策定し、事業の総点検による棚卸しを実施してきました。

現計画の取組実績としては、ほぼ計画通りの収支改善を（令和4～6年度累計実績：14億8,966万円）果たしているところです。

しかし、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇、行政手続きのデジタル化や自動化、防災などのさまざまな社会課題への対応、さらには、今後の人口減少社会における働き手不足を前提とした組織や行政運営の在り方そのものの見直しについて、迅速な対応が求められています。

このことから、今後の行政運営にあたっては、これまで以上に効率よく、効果的な市民サービスを提供する体制を再構築し、さらなる生産性向上に取り組んでいかなければなりません。

次期財政健全化計画では、まずは、他市比較検討や財源分析により**重点的に改善しなければならない分野を特定**し、優先的に取り組む課題を定め、次の2つの視点から**事業見直しと事務の見直しを並行して実施**していくことで、持続可能な財政運営に取り組めます。

2つの視点

I 組織及び運営の合理化

- ・施設の在り方及び管理・運営方法の再検討。
- ・事業手法の見直しによる省力化・生産性の向上。
- ・類似事業及び事務の集約化。
- ・財源見直し等による事業再設計、組み換え。

II 財源の確保

- ・税込確保の徹底。
- ・ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進と活用強化。
- ・市有財産の活用及び売却の強化。
- ・時勢に応じた支出の削減及び収入確保の徹底。
- ・利用者負担の適正化。

次期財政健全化計画の取組において財源を確保すると同時に、将来のまちづくりに必要となる新たな施策を推進することで、20年、30年先の三木市の未来を創ります。

三木市の財政状況について

市の財政状況の分析結果を踏まえ、「第2期三木市財政健全化計画」の策定が必要となった原因をお示します。

次期財政健全化が必要となった2つの原因

1つ目の原因

物価高騰や人件費の上昇、金利の上昇による公債費の増大

三木市の財政は、以前から義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合が高く、新たな施策等を実施するための余裕が少ない状況でしたが、前期の財政健全化計画による事業棚卸し等を図ってきたことで、改善の兆候を見せていました。

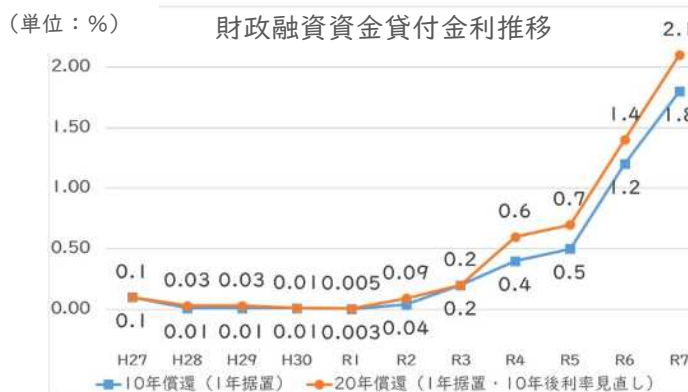
しかし、近年は、物価高騰や人件費上昇・金利上昇による公債費の増大など、本市の自助努力だけではコントロールしきれない経費の増加が常態化しています。このことから、「更なる事業の効率化」が重要課題となっています。



※1 総務省統計局 消費者物価指数（2020基準）総合指数
※2 R7年度数値は4月～12月の平均値



※ 厚生労働省兵庫労働局 兵庫県の最低賃金経年票（時間額）



※1 元金均等償還（半年賦・固定金利）
※2 各年度3月の利率

2つ目の原因

新たな行政課題への対応が増加

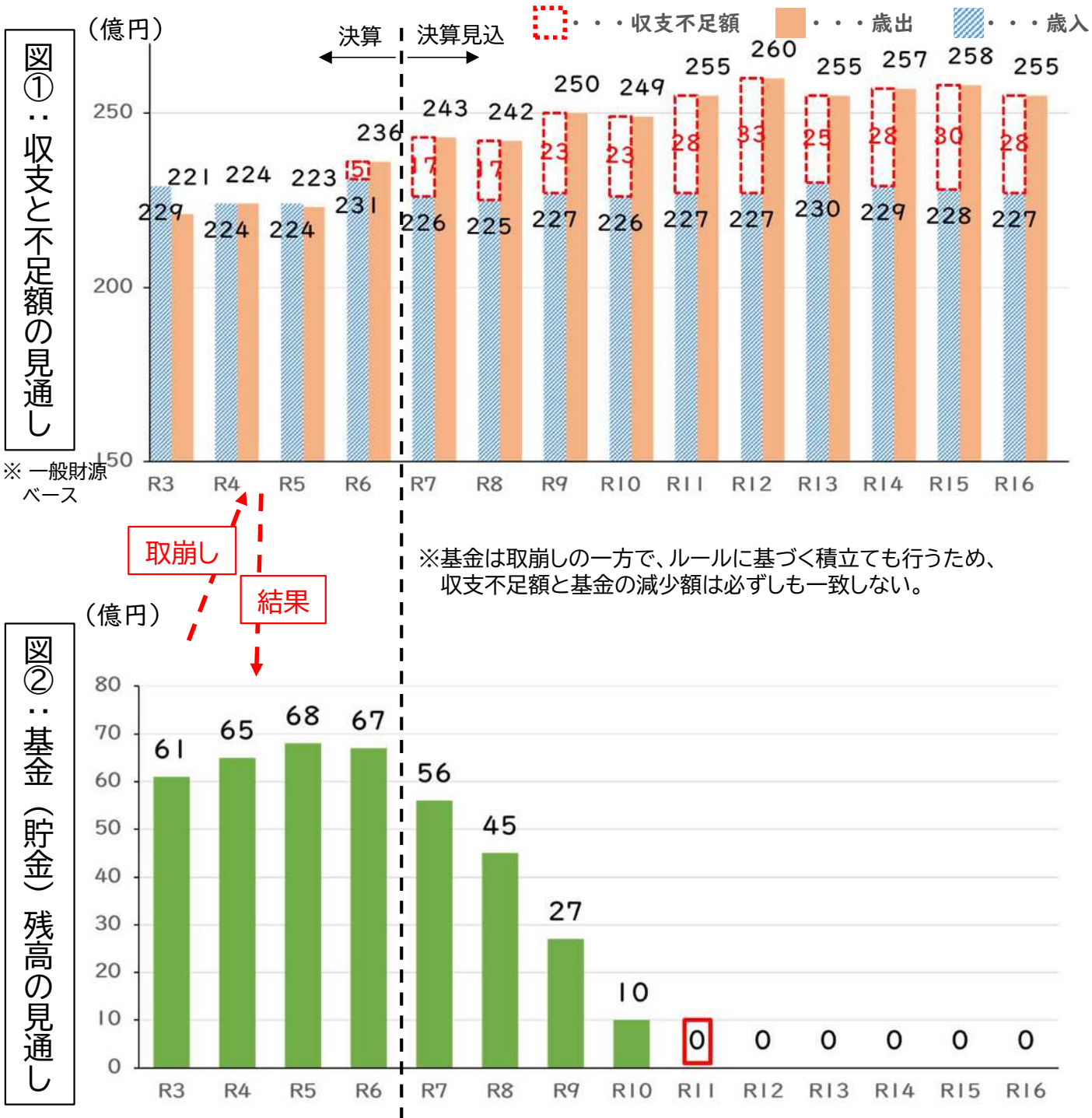
近年は、行政手続きのデジタル化や自動化、システム標準化、避難所施設等の環境整備、省エネルギー化による地球温暖化対策など、市として対応すべき新たな課題が急激に増大しています。

限られた財源と人員の中で、新たな課題に対応した持続可能な行政運営を実施していくための「更なる事業の見直し」が不可欠となっています。

「収支」と「基金（貯金）残高」の見通し

今後、収入が伸び悩む一方で支出が増加するため、財政健全化に取り組まなければ、毎年度の赤字が続き、令和7年度以降は毎年度10億円以上の多額の収支不足が見込まれます。（図①）

また、現状の財政運営が続けば、令和11年度には市全体の基金（貯金）が枯渇してしまう見込ですが、財政健全化の取組により収支不足を改善させることで基金残高の減少を抑えることができます。（図②）



第2期財政健全化の対象期間・目標

(1) 計画対象期間

令和9年度～令和13年度（5年間）

(2) 目標

財政健全化に向けた取組を着実に進め、令和13年度までに、収支の赤字を補うための財政基金を取り崩さない行政運営を確立する。

(3) 目標額

※523百万／単年度（令和6年度決算一般財源ベース）

※上記の目標額は仮設定。令和7年度決算見込み公表後に再設定。
（7月頃を予定。）

これからの予定（計画のPDCA）

<Plan（プラン=計画を策定する）>

説明会や広報による見直し内容の周知のほか、個別の見直し対象事業の各関係者（団体）への説明などの手続を踏み、このたび「第2期三木市財政健全化計画」として策定

<Do（ドゥ=実行する）>

計画対象期間【令和9年度～令和13年度の5年間】において取組を着実に実行

<Check（チェック=評価・検証・分析する）>

計画対象期間の中間年度である令和11年度決算（実績）をベースに中間評価を行い、財政健全化の取組継続の必要性について判断

<Action（アクション=改善し、次へつなぐ）>

中間評価に基づき、次期計画（更なる取組）を検討

三木市財政健全化計画【概要版】

2026（令和8）年 月

発行 兵庫県三木市

作成 三木市 総務部 経営管理課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000（代表）